

平成16年11月22日

西松浦地区合併協議会 様

西松浦地区合併協議会

幹事長 江崎 幹夫

第1回幹事会における協議等の結果について(報告)

平成16年11月17日に第1回幹事会を開催し、協議及び調整を行いましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 第2回協議会協議事項について

確認事項 第2回協議会へ提案する協議事項について、協議第20号「西松浦地区合併協議会小委員会規程の改正」、第21号「合併の期日」、第22号「地方税の取扱い」、第23号「財産の取扱い」、第24号「町名・字名の取扱い」、第25号「介護保険制度の取扱い」、第26号「農林事業の取扱い」、第27号「生涯学習・スポーツ事業の取扱い」、第28号「新町建設計画」についての提案内容及び参考資料を調整しました。

2 その他

(1)協定項目提案の変更等について

確認事項 協議会へ提案する項目の提案時期変更等について、協議・調整しました。

(2)新町建設計画の策定について

確認事項 新町建設計画策定に係るスケジュール等について、協議・調整しました。

平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太 様

議会の議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 田 代 正 昭

第 1 回議会の議員の定数及び任期検討小委員会における
協議等の結果について(報告)

平成 1 6 年 1 1 月 1 5 日に第 1 回会議を開催しましたので、西松浦地区合併協議会小委員会規定第 7 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 定数特例及び在任特例の適用の有無について

確認事項

両町議会での検討結果として、適用するべきではないとの報告がありました。

この件については、第 2 回（任意合併協議会時 10 月 29 日開催）委員会にて、経費節減などにより適用しないことが望ましいとの意見が大半を占めていたこともあり、在任特例及び定数特例の適用については、小委員会の結論として適用すべきではないとすることを確認しました。

2 選挙区の設置の有無について

確認事項

両町議会の検討結果として、有田町は選挙区を設けず、新町全域を区域とする意見が圧倒的に多いこと、西有田町は小委員会に任せるという報告がありました。

委員の意見としては、合併し新しい町を創る意義から選挙区を置くべきではないという意見や、1 回のみは選挙区を設置するべきではないだろうか等の意見がありました。最終的に小委員会としては合併の意義から、選挙区を設けない方向ではあるが、次回に決定することになりました。

3 新町の定数について

確認事項

有田町議会の検討結果として、20～22人程度でどうだろうかとの報告があり、西有田町議会からは26人以下で小委員会に任せるとの報告がありました。

委員からは、26人では受け入れられないという意見等もあり、最終的には先進事例の住民1人当たり数を参考に18～22人を基本に次回に決定することになりました。

4 報酬の方向性について

確認事項

若い人が議員になるためにも額を上げるべきではとの意見、現状のままを維持すべきとの意見がありましたが、定数との関連から次回の折に方向性について決定することになりました。

5 次回開催について

次回開催を11月22日の第2回協議会開催前の12時から開催することとしました。